



64 輸出養殖等用飼料

64.1 オーストラリア

64.1.1 衛生証明書

画面下部に表示されるボタンは、入力状況によって異なります。

申請書明細は最大 1 個まで登録可能です。2 個以上の場合は別途追加で申請してください。

■ 申請書入力

積み荷の詳細 船荷証券番号、航空貨物運送表番号等を入力してください。

輸送方法を選択してください。

輸送方法、船名、フライト情報等を入力してください。

認定施設の名称及び所在地加工業者の名前を入力してください。

認定施設及び所在地加工業者の住所を入力してください。

29文字/最大400文字

その他入力項目

漁獲情報 日本語 **必須** 日本 2文字/最大400文字

数量及び重量 **必須** 20kg/cs*20CS 2文字/最大400文字

動物衛生情報

確認項目1 **必須** 魚は、管理当局により承認及び監督される加工施設(船/冷凍倉庫を含む)で処理されたものである。

確認項目2 **必須** 魚は、管理当局または管理当局に認定を受けた制度の監督下で検査されたものである。

確認項目3 **必須** 魚は、伝染病による目に見える潰瘍がない。

確認項目4 **必須** 加工時に魚は、管理当局により認められた方法を用い、清潔な水で洗浄され冷凍されたものである。

確認項目5 **必須** 貨物には、甲殻類(甲殻類由来の物質を含む。)及び3.1に頭足動物が記載されている場合にあっては当該頭足動物以外の軟体動物(軟体動物由来の物質を含む。)が含まれない。

確認項目6 **必須** 貨物に含有される頭足動物は死んでいる。

確認項目7 **必須** 魚と頭足動物は、その全生育過程において養殖されていない。

確認項目8 **必須** 貨物には、3.1に記載されている種以外の魚及び頭足動物が含まれない。

官能検査実施結果

品質確認者 日本語 氏名 花子太郎

官能検査実施日 2022-03-08

備考

備考

誓約事項

誓約事項 **必須** 当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。
 (1) 上記の記載事項が正しいこと。
 (2) 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。
 (3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い、貨物の開梱等を行うことを承諾すること。
 (4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。

承諾

明細登録

[前の画面に戻る](#)

[上に戻る](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

数量を入力してください。

申請情報明細登録

申請情報明細登録画面

一元的な輸出証明書発給システム

[メニュー](#) [FAQ](#) [ヘルプ](#) [ログアウト](#)

申請情報明細登録画面 (オーストラリア 輸出養殖等用飼料 衛生証明)

明細番号 0001

商品情報

商品名 日本語 **必須** 冷凍魚

英語 **必須** Frozen Fish

一般名(種名) 日本語 **必須** コイ

英語 **必須** Common carp

学名 英語 **必須** Cyprinus carpio

加工方法又は加工状態 日本語 **必須** スライス

英語 **必須** slice

備考

備考

確認

[一覧に戻る](#) [前の画面に戻る](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

品名及び種名(学名)を入力してください。

製品の状態を入力してください。